

1 議 事 日 程（5日）

〔令和7年太宰府市議会第2回（6月）定例会〕

令和7年6月19日

午前10時開議

於 議 事 室

- 日程第1 議案第31号 太宰府市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第2 議案第32号 太宰府市議会議員及び太宰府市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第3 議案第33号 太宰府市特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第4 議案第34号 太宰府市いきいき情報センター条例の一部を改正する条例について
- 日程第5 意見書第1号 再審法改正の促進を求める意見書
- 日程第6 議案第35号 太宰府市税条例の一部を改正する条例について
- 日程第7 議案第39号 令和7年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第8 議案第40号 令和7年度太宰府市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第9 議案第41号 令和7年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第10 意見書第2号 生活保護の住宅扶助基準額引き上げを求める意見書
- 日程第11 議案第30号 市道路線の認定について
- 日程第12 議案第36号 太宰府市水道事業給水条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第37号 太宰府市小規模・中小企業振興条例の制定について
- 日程第14 議案第38号 令和7年度太宰府市一般会計補正予算（第1号）について
- 日程第15 発議第2号 太宰府市議会委員会条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 発議第3号 太宰府市議会会議規則の一部を改正する規則について
- 日程第17 史跡地活用調査研究特別委員会最終報告について
- 日程第18 議案第42号 財産の取得（小中学校教育用端末）について
- 日程第19 議案第43号 令和7年度太宰府市一般会計補正予算（第2号）について
- 日程第20 閉会中の継続調査申し出について

2 出席議員は次のとおりである（15名）

- | | | | |
|----|------------|----|------------|
| 2番 | 馬 場 礼 子 議員 | 3番 | 今 泉 義 文 議員 |
| 4番 | 森 田 正 嗣 議員 | 6番 | 入 江 寿 議員 |
| 7番 | 木 村 彰 人 議員 | 9番 | 船 越 隆 之 議員 |

10番 堀 剛 議員
 12番 原 田 久美子 議員
 14番 陶 山 良 尚 議員
 16番 長谷川 公 成 議員
 18番 門 田 直 樹 議員

11番 笠 利 毅 議員
 13番 神 武 綾 議員
 15番 小 畠 真由美 議員
 17番 橋 本 健 議員

3 欠席議員は次のとおりである（１名）

8番 徳 永 洋 介 議員

4 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（21名）

市 長 楠 田 大 蔵
 教 育 長 井 上 和 信
 総 務 部 理 事
 （市長室担当） 杉 山 知 大
 市民生活部長 友 添 浩 一
 健康福祉部理事
 （子ども担当） 添 田 朱 実
 観光経済部長 竹 崎 雄一郎
 教 育 部 理 事 平 野 善 浩
 市 民 課 長 今 村 江利子
 都市計画課長 古 賀 千年志
 産業振興課長 満 崎 哲 也
 監査委員事務局長 松 尾 誓 志

副 市 長 原 口 信 行
 総 務 部 長
 （経営企画担当） 轟 貴 之
 総 務 部 理 事
 （総務担当） 宮 崎 征 二
 健康福祉部長 大 谷 賢 治
 都市整備部長
 （併公営企業担当） 伊 藤 健 一
 教 育 部 長 添 田 邦 彦
 総 務 課 長
 併選挙管理委員会事務局長 鳥 飼 太
 福 祉 課 長 山 崎 崇
 上下水道課長 田 中 潤 一
 社会教育課長 井 本 正 彦

5 職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名（4名）

議会事務局長 野 寄 正 博
 書 記 木 村 幸代志

議 事 課 長 花 田 敏 浩
 書 記 三 舛 貴 市

再開 午前10時00分

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（門田直樹議員） 皆さんおはようございます。

定刻になり、出席議員も定足数に達しておりますので、ただいまから休会中の第2回定例会を再開します。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付しておるとおりです。

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

日程第1から日程第5まで一括上程

○議長（門田直樹議員） お諮りします。

日程第1、議案第31号「太宰府市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について」から、日程第5、意見書第1号「再審法改正の促進を求める意見書」までを一括議題にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門田直樹議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とします。

日程第1、議案第31号から日程第5、意見書第1号までは総務文教常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長 陶山良尚議員。

〔14番 陶山良尚議員 登壇〕

○14番（陶山良尚議員） 総務文教常任委員会に審査付託された議案第31号から議案第34号、及び意見書第1号について、その審査内容と結果を報告いたします。

まず、議案第31号「太宰府市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について」。

今回の改正は、自治体情報システム標準化に伴い、住登外者の登録・管理を行う「住登外者宛名番号管理機能」が共通機能として設けられることとなり、この機能を扱う事務については個人番号の独自利用を行う事務等として条例に定める必要があると国から示されたため、文言の整理等と併せて条例の一部を改正するものです。

委員からは、今回の改正に伴い影響する事例について質疑がなされ、執行部からは、具体例としては市外在住者が太宰府市内にお持ちの固定資産についての課税管理を行う際や、介護保険の被保険者が市外施設に移った際などへの適用が想定されとの回答がありました。

その他質疑を終え、討論はなく、採決の結果、議案第31号は、委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第32号「太宰府市議会議員及び太宰府市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について」。

今回の改正は、公職選挙法施行令の改正に伴い、各経費に係る限度額を変更するものです。

選挙運動用自動車の借入に係る経費は1日当たり300円引上げ1万6,100円に、選挙運動用自動車に供給した燃料の経費は1日当たり140円引上げ7,700円に、選挙運動用ポスターの作成に要する経費についてはポスターの印刷に係る単価を1枚当たり61円82銭引上げ586円88銭に、ポスターの企画に係る単価を5,750円引上げ31万6,250円に変更するものです。

委員からは、前回の改定時期について質疑がなされ、執行部からは、前回は4年前に改定を行っているとの回答がありました。

その他質疑を終え、討論はなく、採決の結果、議案第32号は、委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第33号「太宰府市特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について」。

今回の改正は、「国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律」の改正に伴い、選挙長、投票所の投票管理者、期日前投票所の投票管理者、開票管理者、選挙立会人、投票所の投票立会人、期日前投票所の投票立会人、開票立会人のそれぞれの報酬額を1,200円から1,700円までの幅で引き上げるものです。

委員からは、近隣他市も改正内容は同様か質疑がなされ、執行部からは、法改正に伴う増額で近隣他市も同様であるとの回答がありました。

また、委員から、今回の報酬改定は人員確保の観点もあると考えられるが、従事者の確保の状況はどのようになっているのかとの質疑があり、執行部からは、前回から期日前投票所が2か所になったのを受け、キャンパスネットワーク等で学生を募るなど、様々お声がけしながら対応しているとの回答がありました。

その他質疑を終え、討論はなく、採決の結果、議案第33号は、委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第34号「太宰府市いきいき情報センター条例の一部を改正する条例について」。

今回の改正は、いきいき情報センター開館当時から使用していた自動券売機を7月1日に更新することに伴い、これまで販売式で使い切りとなっていたプリペイドカードを、利用者の利便性の向上を図りチャージ式のプリペイドカードに変更することから文言の整理等と併せて条例を改正するものです。

委員からは、使い切り式カードのときは購入額の10%分が上乗せされていたが、今回の改正でどうなるのか質疑がなされ、執行部からは、1,000円単位でカードにチャージする形式になるが、1,000円につき100円分が加算される仕組みになるとの回答がありました。

質疑を終え、討論はなく、採決の結果、議案第34号は、委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、意見書第1号「再審法改正の促進を求める意見書」について。

意見書に対して、提出委員から補足説明があり、委員から、各要望項目について、1項目めに「適正化に資すること」とあるが、どの点が不適正と考えているのか。

2項目めの「全ての証拠を開示する規定の整備」については、被害者や第三者の個人情報、あるいは捜査上の機密に当たる情報の開示につながる可能性があるという観点からはどのように考えているのか。

3項目めの「検察官の不服申立ての禁止」は、司法における対等な訴訟構造に反する懸念はないかとの質疑があり、提出委員から、法的な視点について知識を持ち合わせていないとの理由で回答はありませんでした。

また、委員から、要望の内容によって再審制のハードルが下がり過ぎると、制度の乱用につながる可能性がある点については考慮されたかとの質疑があり、提出委員から、狭山事件を40年間勉強して、明らかに無罪であったと認識しているが、再審がなかなか通らなかった。ハードルを下げるというわけではなく、明らかに無罪である人が再審できないというこれまでの状況を打破する必要があると考えているとの回答がありました。

その他質疑を終え、意見交換の後、討論では、意見書の3つの要望項目は全て司法制度の重要な変更であるという前提の下、まず1項目めにある適正化の内容が不明確であり、現行の制度の運用改善で対応できる可能性が考えられる。

また、2項目めの「証拠の全面開示」は、機微な情報の一律開示につながり、かえって新たな人権侵害を招く懸念がある。

さらに、3項目めについては、再審請求が全て正当であるとは限らず、その判断には高度な事実認定が求められる。再審制度の乱用を招かぬよう慎重な制度設計が求められるとの反対討論がありました。

また、国の動きもあり、地方からの声を提出する良いタイミングである。他自治体でも同様の意見書が提出されているとの賛成討論がありました。

討論を終え、採決の結果、意見書第1号は、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、報告を終わります。

○議長（門田直樹議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し、質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門田直樹議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論を行います。

日程第1、議案第31号から日程第5、意見書第1号までについて、一括して討論を行います。

議案第31号について、通告がっておりますので、これを許可します。

11番笠井毅議員。

○11番（笠井 毅議員） 議案第31号「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について」、賛成討論を行います。

住登外者宛名番号管理機能に関する事務に必要な条例改正です。改正しないことによるデメリットも予想されますし、自治体として改正せざるを得ないという必要性も理解します。ただ、今後も、こうした条例改正の必要が増えるのではと予想しますので、一言述べます。

個人情報の扱いについてですが、昨年、自衛隊の名簿提供に関して、多くの事例を調べていて痛感したことがあります。国は、地方自治体より思惑を制度化するのが上手です。条例改正であれ、事務執行であれ、必要だからと無自覚に従うのは時として危険だと考えています。太宰府市は、一度始めた名簿提供を取りやめたという希有な自治体であり、立派なものだと思っています。ですからこそ、あえて一言言い添えます。

番号付与の有用性は、行政サイドにも住民サイドにもあると思います。しかし、住民は、住民登録があろうとなかろうと、ただの有用な番号ではありませんから、法や事務執行の大原則、権利の尊重などといったことですが、そうした大原則を忘れずに、条例の運用を今後も続けていきたいと考えています。

以上です。

○議長（門田直樹議員） 次に、意見書第1号について、通告がっておりますので、これを許可します。

14番陶山良尚議員。

○14番（陶山良尚議員） 意見書第1号「再審法改正の促進を求める意見書」について、反対の立場から討論いたします。

総務文教常任委員会では討論ができませんでしたので、この場で討論させていただきたいと思います。

本意見書で求められている各項目について、私なりに検討をさせていただきましたが、やはり賛同できないという結論に至りました。

特に、3項目めの再審開始決定に対する検察官の不服申立てを禁止することについては、検察官が再審開始決定について抗告することは、審理を適正かつ公正に行うために担保されるものであり、その機会を禁止することは地方制度そのものの在り方が問われるものでもあります。慎重な議論が必要と考えます。

そして、ただいま申し上げた即時抗告の禁止や、2項目めの証拠の全面開示については、国家レベルでの話であり、私たち地方議会がそのような意見書を提出することについては疑問を感じます。

また、現在、超党派の国会議員連盟により、冤罪被害者の迅速な救済を目的として再審に関

する法改正の検討がなされています。今国会では審議できず、継続審査となる見通しでございますけれども、超党派の国会議員連盟の中には司法制度にたけた議員の先生方もいらっしゃいます。今後も、国会で行われている議論に委ねるべきであると考えます。

あわせて、司法の場である法制審議会部会においても検討が開始されているところでございます。非常に高度な議論が必要な法改正でもあり、国においてもなかなか結論が出ない中で、専門家でもない私たち地方議会が国の司法制度の在り方に対して判断することは無理があり、我々が無責任にこの意見書に対して賛成することは困難であると考えます。

そして、今回も当然のように意見書が議会に提出される前、また、議会で提案後も、私たちの会派だけかもしれませんが、一切説明ありませんでした。そのような状況で、提出者の考えやこの意見書に対する思いや熱意が伝わるはずはなく、もっと丁寧に各議員に対して説明すべきではないでしょうか。同じ議員としてそのような乱暴な提出のやり方に関しては、憤りを禁じ得ません。

また、先ほど、総務文教常任委員会の報告をいたしましたけれども、意見書の提出者が委員の質問に対して、法的な部分については知識がないので回答できませんと発言される場面もありました。あまりにも提出者として無責任であり、提出者が法的に理解されていない意見書に対して、そもそも賛同できるはずがありません。

以上のことから、同会派の原田久美子議員、入江寿議員とともに、この意見書に対しては反対をいたします。

以上です。

○議長（門田直樹議員） 13番神武綾議員。

○13番（神武 綾議員） 「再審法改正の促進を求める意見書」について、賛成の立場で討論いたします。

再審・冤罪事件として、1980年代には免田事件など死刑囚4事件の再審無罪が確定し、4人の死刑囚が死刑台から生還し世間を驚かせました。日本の裁判で有罪判決になる確率は99.8%で、無罪判決が出るのは極めて稀であり、有罪確定から裁判のやり直しで無罪になることは極めて高い壁があるからであり、その壁は再審制度に具体的な規定がないことにあります。その頃、日本弁護士連合会、日弁連を中心に再審法を充実させ、必要な手続や権利の保障を確立すること、再審制度を真に冤罪事件の被害者が救済される制度に変えることを求める流れから、国会に刑事訴訟法の再審に関する規定の改正、再審法改正法案が提出されましたが、法改正は実現しませんでした。2000年代に入ってから再審無罪が相次ぎ、2024年の袴田事件の再審無罪確定が記憶に新しいところです。さらに、再審開始確定事件も続いています。再審無罪になったとはいえ、そこに至るまで苛酷な戦いがあり、自由は奪われ、人間としての尊厳を傷つけられ、大切な人生を奪われています。死刑囚だった袴田巖さんの再審無罪の画期的判決を受けて、現行の再審法改正を願う声が大きく広がり、マスコミもその必要性を報道し始めています。国会では、昨年、2024年3月に超党派で構成する冤罪被害者のための再審法改正を早期に実現

する議員連盟が設立され、その記念講演で、2014年に袴田事件の静岡地裁の裁判長として再審開始決定を出した元大阪高裁部総括判事の村山浩昭弁護士は、冤罪犠牲者の救済が遅れば、一日一日と実被害が重くのしかかる。これ以上、再審の壁に阻まれて苦しむ冤罪被害者を出さないという時代の責任を果たしていただきたいと強調されています。議員連盟は、全国会議員の過半数を超える370人以上が加入し奮闘しています。昨日、再審法改正案が衆議院へ提出されました。国会での審議を後押しするためにも、太宰府市議会から意見書採択に賛成いたします。

○議長（門田直樹議員） 7番木村彰人議員。

○7番（木村彰人議員） 賛成の立場で討論いたします。

私たちの生活において、刑事事件に加害者や被害者として関わることは稀なことです。だからこそ、再審法の問題を考える際には、自分事として捉えることが何よりも重要だと考えます。あなたが冤罪事件で逮捕され、再審請求をする場合を想像してみてください。判決確定までに3年、再審請求から再審開始決定までに10年、再審公判から無罪確定までさらに2年、合計で15年以上もの時間を無実でありながら犯罪者として過ごす可能性があるのです。そのような状況に耐えられるでしょうか。私は自信がありません。

刑事訴訟法における再審に関する規定、いわゆる再審法は、僅か19条で構成されています。この限られた規定の下で、例えば、袴田事件では事件発生から再審開始までに実に57年もの歳月がかかりました。その間、被告人は46年にわたり死刑の恐怖にさらされ続けたわけです。ここで重要なのは、再審法の改正によって再審が請求しやすくなるとは、無罪を自動的に出すことを意味するのではないという点です。あくまでも、それまでの手続や証拠に重大な疑問がある場合に、再び司法の場で見直す機会を正当に確保するということなのです。したがって、再審制度の改正は、加害者・被害者の双方にとって、事実即ち正義の回復を可能にするものだと考えます。

現在、今国会での法改正案提出は難航しており、審議入りはしない見通しですが、地方議会からの意見書提出が増えることで、次期国会における法改正実現に向けた動きが加速することを期待します。

以上をもって、私の賛成討論といたします。

○議長（門田直樹議員） 2番馬場礼子議員。

○2番（馬場礼子議員） 賛成の立場から討論いたします。

再審法は、冤罪救済の最後の砦であるにもかかわらず、長年制度の不備が放置されてきました。証拠が十分に開示されず、再審請求の審理は不透明で、再審開始決定に対する検察官の不服申立てが救済の長期化を招いているのが現状です。こうした課題に対し、平成28年度、刑事訴訟法改正では、再審制度の見直しが政府に課題として明記されました。そして、現在、国会では、超党派の議員連盟が結成され、再審法改正がようやく審議のテーブルに上がりつつあり、大変期待していましたが、改正案は提出されたものの、超党派でまとまらず、次の国会以降に

持ち越されるという状況です。まさに、今が地方からの後押しが最も求められているときです。再審制度の適正化と証拠の全面開示、不服申立ての制限を実現することは、冤罪の早期救済、公正な司法の確保、そして、司法に対する国民の信頼回復につながります。再審が遅れることは、冤罪被害者にとって人生の再出発を奪うものです。制度の見直しは、無実という公式的な確認と社会的名誉回復を早めるということです。

再審法の改正を実現させるため、太宰府市議会としても明確な意思を示すべきとして、本意見書に賛成いたします。

○議長（門田直樹議員） 11番笠利毅議員。

○11番（笠利 毅議員） 意見書第1号「再審法改正の促進を求める意見書」に賛成の立場で討論を行います。

意見書提出者の徳永議員が欠席されていますので、一言、最初に言います。

彼がこの意見書を提出する最大の動機は、狭山事件の石川さんを支援してきた中で抱いた思いだとのことでした。私が狭山事件を知ったのは50年前、まだ小学生のときです。それが今でも大きな問題だということ自体がとても残念です。

さて、再審は、冤罪をなくし人権を守るための制度と理解しています。そのような制度が社会や科学の進化、変化に対応して改善されていくべきものであることは当然でしょう。有力な反対意見に再審法は刑事司法、刑事訴訟法の根幹に関わるものなので、法務省のプロに任せるべきだというものがあります。私に言わせれば、これは倒錯でもあり妄言というべきものだと考えています。法の根幹に関わるものなら、それは制度に関わると同時に、国民一人一人に直接関わるものと考えるべきです。制度ということについて言えば、最低限、裁判に関わる司法・法曹の関係者の全てをプロとして尊重すべきです。日本弁護士連合会の再審法の見直しの提言など、先ほど神武議員も少し言及されましたけれども、私にはとても説得的な内容を持っていると思われます。国民一人一人に関わるという点について言えば、石川さんや袴田さんの姿を見れば明らかと感覚的にも皆さんは理解されると思います。

したがって、地方議員にも、もちろん国会議員にも、それぞれに積極的な役割があります。したがってと簡単に書いてきましたけれども、なぜしたがってと簡単に言ったか、各議員考えていただきたいと思います。

国会の議員連盟の幹事長代行をされている稲田朋美さんの毎日新聞のインタビューから引用して討論を締めたいと思います。彼女の言っていることが私の思うところにも最も近いと思っています。引用になります。

法務省は、架空の事例を基に、そうは言ってもこんな懸念もあると抽象論が多い。片や、日弁連は、実際に起きた生身の人間の話、説得力に圧倒的な差があります。再審や冤罪は、歴史認識やイデオロギーの話ではない。今を生きる私たち国民の重大な人権問題であり、法治国家としての日本のありようが問われているのです。

稲田さんも言われると思います。意見書は可決されるべきです。

以上です。

○議長（門田直樹議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

まず、議案第31号「太宰府市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について」に対する委員長の報告は原案可決です。

本案を原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（門田直樹議員） 全員起立です。

よって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成14名、反対0名 午前10時24分〉

○議長（門田直樹議員） 次に、議案第32号「太宰府市議会議員及び太宰府市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について」に対する委員長の報告は原案可決です。

本案を原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（門田直樹議員） 全員起立です。

よって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成14名、反対0名 午前10時25分〉

○議長（門田直樹議員） 次に、議案第33号「太宰府市特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について」に対する委員長の報告は原案可決です。

本案を原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（門田直樹議員） 全員起立です。

よって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成14名、反対0名 午前10時25分〉

○議長（門田直樹議員） 次に、議案第34号「太宰府市いきいき情報センター条例の一部を改正する条例について」に対する委員長の報告は原案可決です。

本案を原案を可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（門田直樹議員） 全員起立です。

よって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成14名、反対0名 午前10時25分〉

○議長（門田直樹議員） 次に、意見書第1号「再審法改正の促進を求める意見書」に対する委員長の報告は原案可決です。

本案を原案可決することに賛成の方は起立願います。

(少数起立)

○議長（門田直樹議員） 少数起立です。

よって、意見書第1号は否決されました。

〈否決 賛成5名、反対9名 午前10時26分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第6から日程第10まで一括上程

○議長（門田直樹議員） お諮りします。

日程第6、議案第35号「太宰府市税条例の一部を改正する条例について」から、日程第10、意見書第2号「生活保護の住宅扶助基準額引き上げを求める意見書」までを一括議題にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（門田直樹議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とします。

日程第6、議案第35号から、日程第10、意見書第2号までは環境厚生常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

環境厚生常任委員長 小島真由美議員。

[15番 小島真由美議員 登壇]

○15番（小島真由美議員） 環境厚生常任委員会に審査付託されました、議案第35号、議案第39号から議案第41号まで及び意見書第2号について、その審査の内容と結果を一括して報告いたします。

まず、議案第35号「太宰府市税条例の一部を改正する条例について」。

今回の改正は、令和7年度税制改正等により、地方税法等の一部が改正されたことに伴い、条例の一部を改正するものです。

主な内容については、公示送達制度の見直し、特定親族特別控除の創設に伴う規定の整備、加熱式たばこを紙巻きたばこに換算する方式を見直すものです。

委員からは、加熱式たばこを紙巻きたばこに換算する方式を見直した場合、税収への影響はどうかとの質疑がなされ、執行部より、試算が困難であるが、国は市町村たばこ税への影響を1%程度の増と見込んでいる。今年度の予算では市たばこ税の歳入を4億7,000万円としているため、国の見込みから考えると400万円から500万円程度の増となるとの回答がありました。

その他質疑を終え、討論はなく、採決の結果、議案第35号は委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第39号「令和7年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について」。

本議案は、標準化法に基づく基幹業務システムの標準化に伴い、国民健康保険税納税通知書のデザイン用紙の変更が生じることから、印刷製本費の増額補正をするため、歳入歳出予算にそれぞれ65万1,000円を追加するものです。

質疑、討論はなく、採決の結果、議案第39号は委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第40号「令和7年度太宰府市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について」。

本議案は、標準化法に基づく基幹業務システムの標準化に伴い、後期高齢者医療保険料変更通知書等のデザイン用紙の変更が生じることから、歳入歳出予算にそれぞれ50万1,000円を追加するものです。

委員からは、デザイン用紙はどのように変更されるのかとの質疑がなされ、執行部より、全国的に統一されたレイアウトとなるとの回答がありました。

質疑を終え、討論はなく、採決の結果、議案第40号は委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第41号「令和7年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について」。

本議案は、標準化法に基づく基幹業務システムの標準化に伴い、介護保険料の納付書等のデザイン用紙の変更が生じることから、保険事業勘定の歳入歳出予算にそれぞれ168万9,000円を追加するものです。

質疑、討論はなく、採決の結果、議案第41号は委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、意見書第2号「生活保護の住宅扶助基準額引き上げを求める意見書について」。

協議を行った結果、本意見書に対する意見はなく、討論では、本市の住宅扶助基準額は1人世帯で月額3万2,000円、2人世帯で3万8,000円と設定されている。しかし、実際に調査したところ、市内の賃貸住宅の家賃は、2人世帯で最低でも4万7,000円、高い場合は7万7,000円に上り、住宅扶助の基準を大きく上回っている。高齢者など、収入を得られない生活保護受給者にとっては、家賃の差額を生活費から捻出せざるを得ず、食費などを切り詰めなければならない厳しい状況と考える。こうした実態を踏まえると、地方議会として国に対し住宅扶助の見直しを求めるのは妥当であるとの賛成討論がありました。

また、生活保護受給者だけでなく、経済的に困窮した生活を送っている独り親家庭や低所得世帯も含めた議論が今後必要だと考える。また、本意見書には住宅扶助基準額の引上げに関して具体的な金額や引上げ率などの数値が示されておらず、不明確であるため、数値的根拠を提示した上で意見書として提出するべきであるとの反対討論がありました。

討論を終え、採決の結果、意見書第2号は賛成少数により否決すべきものと決定しました。

以上で、報告を終わります。

○議長（門田直樹議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対して一括して質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門田直樹議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論を行います。

日程第6、第35号から、日程第10、意見書第2号までについて、一括して討論を行います。

意見書第2号について、通告があつておりますので、これを許可します。

7番木村彰人議員。

○7番（木村彰人議員） 意見書第2号「生活保護の住宅扶助基準額引き上げを求める意見書」について、賛成の立場で討論いたします。

住宅扶助の基準額は、2015年に見直されて以降、実質的に約10年間ずっと据え置かれたままです。そして、2025年についても見直しが行われませんでした。

ところが近年、特にコロナ禍以降は、都市部を中心に家賃が上がり始め、制度と実際の暮らしとの間にずれが生まれています。

福岡都市圏や太宰府市を含む筑紫地区でも家賃は緩やかに上昇しており、福岡県が定めた住宅扶助の上限額では賄い切れないケースも出ています。家賃が上がって扶助の上限を超えると、多くの場合、上限額の範囲内で借りられる物件への転居を指導、促されることになります。でも、これはつまり、これまでよりも条件の悪い家に引っ越さざるを得ないということであり、実質的な生活水準の低下を意味します。これではあまりにも酷な話ではないでしょうか。だからこそ、実際に家賃が上がっている今の状況をきちんと反映して、住宅扶助の基準額を見直し、引き上げる必要があるのではないのでしょうか。

物価高への対策というところ、つい目に見えやすいところばかりに目が向きがちですが、こうした部分にも目を向けることが大切であると考えます。

また、基準額の見直しが、生活保護を受けていない低所得の方々とのバランスについて考えるきっかけにもなり、ほかの支援制度との整合性を見直す流れにつながっていくことを期待しています。

以上、私の賛成討論といたします。

○議長（門田直樹議員） 2番馬場礼子議員。

○2番（馬場礼子議員） 賛成の立場から討論いたします。

近年の急激な物価上昇、特に、住宅費の高騰は、民間賃貸住宅の家賃にも大きな影響を与えています。2025年3月の調査でも、全国の主要都市でアパート家賃が2015年以降で最高水準になったことが報告されています。

一方、生活保護の住宅扶助基準額は、2015年から見直されておらず、現状の家賃水準に合わないため、基準を超える家賃の住居には入れず、生活扶助からの補填を強いられるなどの事例が生じています。

住宅は生活の基盤であり、その選択が著しく制限される現状は、生活保護法が定める健康で文化的な最低限度の生活の理念に反するものと考えます。本意見書に対し、年金生活者も苦しい中で、生活保護だけ優遇されるのはどうかとのご意見もあるかと思いますが、年金制度と生活保護制度は性質が異なります。年金は、加入実績に基づき支給されるものであり、生活保護は、全ての人に最低生活費を得られる最後のセーフティーネットとして設けられた制度だからです。それぞれの制度が役割を果たしているかという観点が問われるべきであり、この意見者とはまた別の問題と考えます。今後、このまま家賃上昇が続けば、生活保護世帯や都市部から排除される恐れがあり、同じ地域の中で共に暮らせる地域共生社会の理念にも反します。まずは、現に居住の危機にある生活保護世帯への対策が急務です。

以上の理由から、本意見書に賛成いたします。

○議長（門田直樹議員） 11番笠利毅議員。

○11番（笠利 毅議員） 意見書第2号「生活保護の住宅扶助基準額の引き上げを求める意見書」の賛成討論を行います。

生活保護の住宅費扶助は上限のある実費支給であり、憲法25条に基づく生活保護制度において、基準額が社会状況に比して低いというのであれば、上げると考えるのが自然だと思います。

環境厚生常任委員会で、森田議員だったかと思いますが、その趣旨が述べられていたかと思っています。

類似の意見書への反対理由として、財政上の負担ということがよく挙げられます。それは現実問題かもしれませんが、生活保護制度の趣旨にとっては、本来外的な事情にすぎません。そこに問題があるなら、憲法は生活保護の切り詰めではなく、財政問題の解決を要請する应考虑すべきではないでしょうか。また、他の一般的な低所得者との対比で引上げを否定する意見もたくさんあります。このような考え方が健康で文化的な最低限度の生活、この最低とされる水準をさらに押し下げるという作用を持つことは既に日弁連などが指摘しています。

意見書第1号でも触れましたが、倒錯した社会認識が根底にあると感じます。倒錯というのは、制度と人権の関係が倒錯しているのではないかという意味合いです。

実際、数年前、生活保護バッシングや貧困バッシングといったものがありました。制度の不備が個人への責めに変質しかねないという点も、意見書第1号と似ているところがあると感じています。

以上、この意見書は、生活保護の制度の趣旨をごくごく自然に発展させる性質のものだと考え、賛成いたします。

○議長（門田直樹議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

まず、議案第35号「太宰府市税条例の一部を改正する条例について」に対する委員長の報告は原案可決です。

本案を原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(門田直樹議員) 全員起立です。

よって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成14名、反対0名 午前10時38分〉

○議長(門田直樹議員) 次に、議案第39号「令和7年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)について」に対する委員長の報告は原案可決です。

本案を原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(門田直樹議員) 全員起立です。

よって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成14名、反対0名 午前10時39分〉

○議長(門田直樹議員) 次に、議案第40号「令和7年度太宰府市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について」に対する委員長の報告は原案可決です。

本案を原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(門田直樹議員) 全員起立です。

よって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成14名、反対0名 午前10時39分〉

○議長(門田直樹議員) 次に、議案第41号「令和7年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算(第1号)について」に対する委員長の報告は原案可決です。

本案を原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(門田直樹議員) 全員起立です。

よって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成14名、反対0名 午前10時40分〉

○議長(門田直樹議員) 次に、意見書第2号「生活保護の住宅扶助基準額引き上げを求める意見書」に対する委員長の報告は否決です。

本案を原案可決することに賛成の方は起立願います。

(少数起立)

○議長(門田直樹議員) 少数起立です。

よって、意見書第2号は否決されました。

〈否決 賛成5名、反対9名 午前10時40分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第 11 から日程第 13 まで一括上程

○議長（門田直樹議員） お諮りします。

日程第11、議案第30号「市道路線の認定について」から、日程第13、議案第37号「太宰府市小規模・中小企業振興条例の制定について」までを一括議題にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門田直樹議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とします。

日程第11、議案第30号から、日程第13、議案第37号までは建設経済常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

建設経済常任委員長 入江寿議員。

〔6番 入江寿議員 登壇〕

○6番（入江 寿議員） 建設経済常任委員会に付託されました議案第30号、議案第36号及び議案第37号について、その主な審査内容と結果を一括して報告いたします。

初めに、議案第30号「市道路線の認定」について報告します。

今回認定するのは、7路線です。

路線名は、坂本地域の開発行為により帰属を受けた小正府1号線、小正府2号線、小正府3号線、小正府4号線、小正府5号線、小正府歩道1号線、小正府歩道2号線です。

執行部から説明を受けた後、委員全員でこれらの路線について現地調査を行い、道路状況の確認を行いました。

現地調査終了後、会議を再開し、委員から、開発区域が非常に広く雨水・排水が坂本交差点付近へ流れていく。そこで側溝を改良したとのことだが、どのような改良を行ったのかとの質疑があり、執行部から、坂本交差点から今回の開発区域まで側溝を少し大きなものに改良したとの回答がありました。

そのほか質疑を終え、討論はなく、採決の結果、議案第30号につきましては、委員全員一致で可決すべきものと決定しました。

次に、議案第36号「太宰府市水道事業給水条例の一部を改正する条例について」、報告いたします。

執行部から、今回の改正は、令和6年12月13日の「建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律」の施行に伴い、建設業法施行令の一部が改正されたことにより条ずれが生じたため、それを引用する太宰府市水道事業給水条例の一部を改正する必要が生じたものとの説明を受けました。

質疑、討論はなく、採決の結果、議案第36号につきましては、委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第37号「太宰府市小規模・中小企業振興条例の制定について」、報告いたします。

執行部から、本条例は、小規模・中小企業の振興を図り、地域経済の持続的な発展及び市民生活の向上に寄与することを目的とした理念条例であり、基本理念、市の責務、小規模企業等の役割のほか、市の施策の基本となる事項を定めるもの。

本条例の根幹となる基本理念を示している第3条には、小規模企業等の振興のための基本的な考えとして、第1号に小規模企業等の創意工夫及び自主的な努力を尊重し、成長を図ること。第2号に地域資源等を活用して地場産業の育成を推進し、経済循環の促進に努めること。第3号に市や小規模企業等をはじめとするあらゆる関係機関や市民が相互に連携し協力いただくことを明記している。

そのほか、各条項について説明を受けました。

委員から、本市の産業構造だが、小規模事業者・中小企業者の割合はどれくらいかの質疑があり、執行部から、本市の中小企業・小規模企業等の正確な比率は把握していないが、福岡県では99.8%が中小企業と言われている。本市においても、令和3年経済センサス活動調査で把握している市内2,027事業所のほとんどが中小企業者ではないかと思われる。また、小規模企業数は、福岡県では中小企業事業者のうち83.2%と言われている。本市においても同様の割合を想定している。約1,600社から1,700社が小規模企業者ではないかと思われるとの回答がありました。

また、委員から、制定後の事業者や関係機関への周知方法について、これまでのようなやり方ではなく、徹底的に行ってほしい。また、第4条に市の責務とあるが、どういう行動を起こしていくのかとの質疑があり、執行部から、推進体制についても、具体的な方法を調査研究していきたいとの回答がありました。

また、委員から、第4条第3項に「小規模企業等の受注機会の増大に努める」とあるが、ということが考えられるのか。また、第12条に「市の基本的施策」が掲げられているが、現在の取組を含め具体的に検討していることはあるかとの質疑があり、執行部から、第4条第3項について、市の工事発注や役務の調達地域経済を活性化していくという目的もある。諸規則等もあり所管課と調整して進めていきたい。

また、第12条の各号については、第1号の経営安定及び継続的な発展に資する施策としては、プレミアム商品券やがんばる中小企業応援補助金の交付。第2号の新規創業の促進に関する施策としては、女性を中心とした創業塾の支援による開催、創業時には資金を要することから、創業支援補助金や地域課題解決スタートアップ賃料補助金を利用しやすいよう充実すること。第3号資金調達の円滑化については、中小企業への融資資金制度があり、金融機関や事業所の意見を踏まえた制度改正等の検討。第4号災害等緊急時の事業継続及び復興に関する施策として、現在の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の活用等がある。

今後、新たな事業については、県で行っている事業を踏まえ、今後市として考えなければならない事業等が出てくると思われる。特に人手不足や事業継承の問題等について、積極的に検討を重ね、よりよい支援につながるようにしていきたいとの回答がありました。

そのほか質疑を終え、討論はなく、採決の結果、議案第37号につきましては、委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（門田直樹議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し、質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門田直樹議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論を行います。

日程第11、議案第30号から、日程第13、議案第37号までについて、一括して討論を行います。

議案第37号について、通告があつておりますので、これを許可します。

7番木村彰人議員。

○7番（木村彰人議員） 議案第37号「太宰府市小規模・中小企業振興条例の制定について」、賛成の立場で討論いたします。

本条例は、小規模事業者や中小企業の振興を通じて、地域経済の持続的な発展と市民生活の質の向上を目指すものです。その意義は非常に大きく、今まさに太宰府市にとって欠かせない取組だと強く感じています。

まず、私が抱いたのは、ようやく出てきたかという思いでした。というのも、全国的に1999年の中小企業基本法の制定以降、中小企業振興条例の制定が進み、既に300を超える自治体が同様の条例を整備しています。その状況を踏まえると、本市においてももっと早い段階で取り組むべきであったと感じています。

次に、なぜこれまでなかったのかという疑問です。太宰府市の事業者のうち、その大半を小規模企業が占めています。この現実からすれば、小規模企業を支える法的、制度的な枠組みがあつてしかるべきでした。実際、これまでの議会においても、令和元年には小畠議員が、令和3年には神武議員が一般質問でこの課題を取り上げておられます。にもかかわらず、条例の制定に至らなかったことは、市としても、そして議会としても、真摯に受け止める必要があると考えます。

そして、最後に、この内容で本当に十分なのかという懸念もあります。昨年10月には、建設経済常任委員会として京都府長岡京市を視察しました。同市の中小企業振興条例は、実効性と地域連携において非常に優れており、本市の条例策定においても大いに参考になったはずでした。この知見を十分に生かせなかった点は残念ですが、今後の運用において、先進事例を積極的に取り入れていくべきだと考えます。

また、同条例による小規模・中小企業の振興は、単なる経済対策にとどまりません。それは地方創生2.0が目指す地域の自立と持続可能性の向上につながるものと考えます。

以上の理由から、本条例の策定に賛成いたします。

○議長（門田直樹議員） 2 番馬場礼子議員。

○2 番（馬場礼子議員） 私は、本条例案に賛成の立場から討論いたします。

中小企業振興条例は多くの自治体で制定されており、いろいろな自治体の条例に目を通しました。そこで、市の条例には太宰府ならではの独自性が随所に見られます。

まず、前文ですが、令和の都だざいふというまちづくりの理念に基づき、太宰府が古くから政治・文化交流の要所として果たしてきた歴史的な背景を踏まえた上で、現代における小規模・中小企業の意義と課題を位置づけています。これは単なる経済施策にとどまらず、地域の歴史や文化、観光といった総合的な資源と連携した施策の方向性を明示しているかと思います。

さらに、第7条、観光事業振興団体を役割主体として明示した点です。観光に由来する地場産業が多い本市において、観光協会や地域資源と深く関わる団体の果たす役割を法的に位置づけ、地域経済の循環と発展を支える視点が盛り込まれていることは他市に見られない特徴であると思われます。

太宰府市ならではの注目しましたが、この条例が目指すのは、小規模・中小企業が生き生きと活動できる令和の都だざいふの実現で、各条項の至るところで網羅されていると思います。太宰府市の強みを生かしながら、多様な主体の連携によるまちづくりの基盤となることを確信し、賛成といたします。

○議長（門田直樹議員） 11 番笠利毅議員。

○11 番（笠利 毅議員） 議案第37号「小規模・中小企業振興条例の制定について」、賛成討論を行います。

建設経済常任委員会で、長岡京市のとても理念的な中小企業振興条例を学びに行きました。とても理念的と言いましたが、まず、中小企業振興の大切さを住民の中の機運として高めることから始めるという意味です。その活動は市内の事業者らが自ら進め、その後を受けて、条例をつくるプロセスを踏んでいった。そういった過程のことを指しています。

今回の条例案では、第3期総合戦略を背景とすることなどが前文でうたわれています。ですから、最初読んだときの話ですが、より具体的・先進的な政策条例を施行しているのかなと思っておりました。説明によると、やはり理念条例であるということでしたので、実際、施策面は今後の努力にかかっているようです。

平等院のある宇治市は、コロナの時期、天満宮のある太宰府市とそっくりな困難に直面していました。しかし、コロナ前から観光客に頼るだけではなく、地元のお客さんで商店街を支えるという努力を重ねていました。そのことによって、コロナの中でも思ったほど売上げの低下には襲われなかったと聞いています。宇治市は、中小企業振興条例に基づいてそういう努力をしていたわけではないのですが、本条例と共通する理念を市民と事業者が共有しており、それが成果としてコロナの中で出てきたのではないかと考えています。

今後、太宰府市においても、適切な支援策が打たれ、地域に良い経済循環が生まれることを

期待して、賛成といたします。

以上です。

○議長（門田直樹議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

まず、議案第30号「市道路線の認定について」に対する委員長の報告は可決です。

本案を可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（門田直樹議員） 全員起立です。

よって、議案第30号は可決されました。

〈可決 賛成14名、反対0名 午前10時55分〉

○議長（門田直樹議員） 次に、議案第36号「太宰府市水道事業給水条例の一部を改正する条例について」に対する委員長の報告は原案可決です。

本案を原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（門田直樹議員） 全員起立です。

よって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成14名、反対0名 午前10時56分〉

○議長（門田直樹議員） 次に、議案第37号「太宰府市小規模・中小企業振興条例の制定について」に対する委員長の報告は原案可決です。

本案を原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（門田直樹議員） 全員起立です。

よって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成14名、反対0名 午前10時56分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第14 議案第38号 令和7年度太宰府市一般会計補正予算（第1号）について

○議長（門田直樹議員） 日程第14、議案第38号「令和7年度太宰府市一般会計補正予算（第1号）について」を議題とします。

本案は予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

予算特別委員長 入江寿議員。

〔6番 入江寿議員 登壇〕

○6番（入江 寿議員） 予算特別委員会に審査付託されました議案第38号「令和7年度太宰府市一般会計補正予算（第1号）について」、その審査内容と結果を報告いたします。

補正予算の審査に当たりましては、歳出より審査を行い、歳出の中で関連する歳入等の項目については、併せて説明を受け審査を行いました。

歳出の主なものとしましては、まず、３款１項１目社会福祉総務費、細目009エネルギー・食料品価格等高騰低所得者世帯支援給付金給付事業費５億7,807万3,000円の増額補正について、執行部から、国の補正予算の成立時期の関係により、今回の６月議会において新たな補正予算の提案を行い、可能な限り早期に給付金を支給するため、予算措置をお願いするもの。

今回の給付金については、令和５年11月２日の国会において閣議決定された総合経済対策により、昨年度実施した調整給付金について、当初調整給付の支給額に不足が生じる者等に対し、追加で給付を行うもの。

補正予算額は５億7,807万3,000円。そのうち、18節定額減税補足給付金として、想定される支給対象者１万人分の５億6,000万円を計上している。

なお、関連する歳入予算として、15款２項１目３節の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を同額計上しているとの説明を受けました。

委員から、子ども加算給付金も含まれているのかとの質疑があり、執行部から、今回の給付に子ども加算給付金は含まれていないとの回答がありました。

また、委員から、給付開始時期はいつからかとの質疑があり、執行部から、対象者に８月中旬から支給通知を発送し、９月上旬から給付を予定しているとの回答がありました。

次に、３款２項２目児童措置費1,757万5,000円の増額補正について、執行部から、母子生活支援施設は、配偶者のない女子またはこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を、必要に応じて保護し、自立の促進のためにその生活を支援する施設である。当初予算では１世帯分を計上していたが、このたび、３世帯の方々を措置する必要が生じ、またさらに増える見込みもあることから、不足が見込まれる1,757万5,000円を増額補正するもの。

なお、関連する歳入予算として、15款１項１目２節の母子生活支援施設入所措置費負担金について、国庫支出金として歳出予算に対し２分の１の878万7,000円を、また、16款１項１目２節の母子生活支援施設入所措置費負担金について、県支出金として歳出予算に対し４分の１の439万3,000円を計上しているとの説明を受けました。

委員から、今回の補正は措置人数が増えたことによるということかとの質疑があり、執行部から、当初予算計上時点では措置する世帯はなかったが、このたび急遽、３世帯の措置が必要となったことによるとの回答がありました。

次に、４款１項６目環境管理費500万円の増額補正について、執行部から、猛暑対策として新たな取組を開始した、気候変動の影響を受けやすい高齢者世帯に対するエアコン購入費用の一部を助成するもので、当初予算において300万円を計上していたが、想定以上に申請が寄せられているため、今後予想される不足分について増額補正するもの。

なお、関連する歳入予算として、19款１項１目８節の令和の都太宰府ふるさと納税基金繰入金金を全額充当している。との説明を受けました。

委員から、現在、どのくらいの件数の申請があっているのかとの質疑があり、執行部から５月末時点で149件の申請があっている。現在は、１日３件から５件の申請があっているとの回

答がありました。

また、委員から、猛暑は今年だけではないが、継続的な計画はあるのかとの質疑があり、執行部から来年度以降については未定であるが、本年度の実績等を勘案して検討したいとの回答がありました。

また、委員から、高齢者の申請について、ケアマネジャーや包括支援センターが仲介する事例はあるのかとの質疑があり、執行部から、現在のところはないが、そういうことがあれば柔軟に対応したいとの回答がありました。

次に、8款2項3目地域交通対策費650万円の増額補正について、執行部から、西鉄バス星ヶ丘線については、本年10月以降、慢性的な運転士不足や運転士の拘束時間、運転時間、休息时间、労働時間の改善などの理由により、1台のバスを2人の運転士で運行している現状から、1台のバスを1人の運転士で可能な限り運行できるよう、現在の利用状況や時間帯などを考慮したダイヤの検討がなされ、協議を重ねているが、その中では一定の減便となることが示されている。

この減便では、特に昼間の時間帯において連続した交通空白が生じることとなるため、利用されている方々が一定数いること、また、周辺に補完できるような乗合交通がないことから、激変緩和のための緊急的な代替交通の検討を行っており、市が運行費用を補助することで周辺地域の皆様などの交通手段を確保するため、650万円増額補正するものとの説明を受けました。

委員から、代替交通の内容はとの質疑があり、執行部から、特に昼間の時間帯においては、連続した交通空白が生じることとなるため、10人乗り程度のジャンボタクシーの車両による、激変緩和のため現行ダイヤ同等の定時定路線の運行を検討しているとの回答がありました。

また、委員から、路線としては、星ヶ丘線のどの辺りを走らせるのか。また昼間の時間帯とは具体的に何時頃を指すのかとの質疑があり、執行部から、路線については、西鉄五条駅から太宰府高校入口までの区間となる。また、時間については、西鉄と協議中であるため、何時から何時というのが示しづらいが、特に昼は連続した時間での交通空白が生じる見込みとなっているとの回答がありました。また、委員から、ジャンボタクシーはどこのものを使うのか。運転手はどの事業者が行うのかとの質疑があり、執行部から、西鉄バスの路線減少に伴うものであることから、西鉄グループで所有している車両及び運転手で運行することを検討しているとの回答がありました。

そのほかの審査についても、款項目ごとに執行部に対して説明を求め、計上の根拠などについて質疑を行いました。

質疑を終え、討論はなく、採決の結果、議案第38号については、委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（門田直樹議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し、質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門田直樹議員) これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論を行います。

議案第38号について、討論を行います。

通告がっておりますので、これを許可します。

7 番木村彰人議員。

○7 番(木村彰人議員) 議案第38号「令和7年度太宰府市一般会計補正予算(第1号)について」、賛成の立場で討論いたします。

ご提案いただいた歳出歳入それぞれ、総額6億2,347万2,000円の補正予算案に賛成いたします。その上で、その中に盛り込まれた2つの事業について、今後の運用や改善に向けての意見を申し上げたいと思います。

1点目、気候変動適用対策エアコン購入費補助事業500万円について、当初予算の300万円は申請が殺到し、早期に予算が足りなくなるとの見込みということから、今回500万円の追加補正が提案されています。この補助制度は、65歳以上の方のみで構成される世帯を対象とし、省エネ性能の高いエアコンの購入に対して支援を行うものです。今後も猛暑が続くことが予想される中で、この制度は一時的な対応ではなく、恒久的な事業として継続していく必要があるとも考えます。そのためにも、制度の在り方を見直すことが求められます。

具体的には、高齢者の命と健康を守るという目的は理解しつつも、一定の所得制限を設けることを検討してはいかがでしょうか。その上で、対象を高齢者に限らず、低所得者世帯、独り親世帯、多子世帯などにも広げることで、より多くの市民を支える猛暑対策になると考えます。

2点目、代替交通運行補助事業650万円について、この事業は、西鉄バス星ヶ丘線が10月から減便されることに伴い、交通空白となる時間帯に10人乗りの車両を代替交通として運行するものです。

運行の具体的な内容については、現在、交通事業者と協議中とのことですが、便数やダイヤなど、現状と同等の利便性が確保されるよう早期に協議を進め、議論、結論を出すことが何より重要です。

また、10月からの路線バスの減便と代替交通の運行開始に当たっては、沿線住民や地元への丁寧な説明を事前に行い、不安や混乱が生じないよう周知な準備をお願いしたいと思います。

以上、2点を申し添えまして、私の賛成討論といたします。

○議長(門田直樹議員) 11番笠利毅議員。

○11番(笠利 毅議員) 議案第38号「令和7年度太宰府市一般会計補正予算(第1号)について」、賛成討論を行います。

木村議員と重なってるんですけれども、2点述べます。

まず、気候変動適応対策エアコン購入費補助について、給付や補助、一般に支援策は対象が狭いから駄目だとか、逆に広過ぎるから駄目だと両方言われかねないものですから、難しいものかとは思いますが。今回の事業は、環境政策と健康対策の二兎を追うものですが、これが好評だということを励みとして、私としては、ゼロカーボンシティ宣言を1つずつ現実化していくワンステップとしていただきたいと思います。

なお、木村議員も言われましたけれども、私も、例えば赤ちゃんのいる家庭というのも対象に加えていてもいいのではないかと。そこは工夫を来年度考えていただきたいかなと思っています。

次に、代替交通運行の補助について、一般質問でも取り上げましたが、代替期間と代替手段に未確定な要素が残っているとは言わざるを得ないものの、そこは住民利用者の理解を得て、心配を埋める努力を重ねてほしいと考えています。そして、その経験を持続可能な交通体系のデザインへとつなげていっていただきたい。

2点述べて、賛成討論といたします。

○議長（門田直樹議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第38号「令和7年度太宰府市一般会計補正予算（第1号）について」に対する委員長の報告は原案可決です。

本案を原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（門田直樹議員） 全員起立です。

よって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成14名、反対0名 午前11時10分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第15と日程第16を一括上程

○議長（門田直樹議員） お諮りします。

日程第15、発議第2号「太宰府市議会委員会条例の一部を改正する条例について」及び日程第16、発議第3号「太宰府市議会会議規則の一部を改正する規則について」を一括議題にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門田直樹議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とします。

提出者の説明を求めます。

議会運営委員会委員長 長谷川公成議員。

〔16番 長谷川公成議員 登壇〕

○16番（長谷川公成議員） 発議第2号「太宰府市議会委員会条例の一部を改正する条例につい

て」及び発議第３号「太宰府市議会会議規則の一部を改正する規則について」、提案理由を一括して説明いたします。

まず、発議第２号「太宰府市議会委員会条例の一部を改正する条例について」、本案は、全国市議会議長会「標準規則等の改正等に関する検討会議」において、常用漢字の変更に伴う字句及び現在の規定では運営上の支障となり得る条文の整理、また、現在の社会情勢に照らし改正が適当と判断するものについて見直しがされたことにより、「太宰府市議会委員会条例」においても同様に見直しを図るものです。

また、発議第３号「太宰府市議会会議規則の一部を改正する規則について」も、同様の趣旨から見直しを図るものです。

提出者は私、長谷川公成、賛成者は議会運営委員であります、舩越隆之議員、小畠真由美議員、陶山良尚議員、徳永洋介議員、木村彰人議員です。

議員各位におかれましては、本案の趣旨をご理解いただきまして、ご賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上で提案理由の説明を終わります。

○議長（門田直樹議員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

発議第２号及び発議第３号について、質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門田直樹議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

お諮りします。

発議第２号及び発議第３号は、委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門田直樹議員） 異議なしと認め、委員会付託を省略します。

直ちに討論、採決を行います。

発議第２号及び発議第３号について、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門田直樹議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

まず、発議第２号「太宰府市議会委員会条例の一部を改正する条例について」を原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（門田直樹議員） 全員起立です。

よって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成14名、反対0名 午前11時13分〉

○議長（門田直樹議員） 次に、発議第3号「太宰府市議会会議規則の一部を改正する規則について」を原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（門田直樹議員） 全員起立です。

よって、発議第3号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成14名、反対0名 午前11時14分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第17 史跡地活用調査研究特別委員会最終報告について

○議長（門田直樹議員） 日程第17、「史跡地活用調査研究特別委員会最終報告について」を議題とします。

委員長の報告を求めます。

史跡地活用調査研究特別委員会委員長 舩越隆之議員。

〔9番 舩越隆之議員 登壇〕

○9番（舩越隆之議員） 日程第17、「史跡地活用調査研究特別委員会最終報告について」。

史跡地活用調査研究特別委員会は、令和5年12月定例会において、本市の総面積の16%を占める史跡地の活用に関する調査研究を行うことを目的として設置しました。

本特別委員会では、これまで6回の委員会と9回の協議会を開催しました。

史跡地を活用して収益を得ることを調査研究の目的とし、所管課の文化財課、産業振興課、学校教育課から現状報告、文化スポーツ振興財団、古都大宰府保存協会から活用事業の報告、文化財課同行に市内史跡地の現地視察を行いました。また、行政視察では三重県明和町、奈良県橿原市を訪れました。

史跡地活用の規制緩和が進んだことから、大きく踏み出すときではないかと考え、様々な意見交換をし、その調査研究結果についてまとめた「太宰府市の史跡地活用に係る要望書」を令和7年6月16日に楠田市長へ提出いたしました。

これよりその内容を読み上げることで、本特別委員会の最終報告といたします。

##### 1 史跡地内多目的広場の利活用について。

（1）現在無料で利用されている大宰府政庁跡、水城跡、坂本八幡宮前、観世音寺前などの史跡地の多目的広場を有料化して史跡地の維持管理費用に充てていただきたい。

（2）大宰府政庁跡前のバス駐車場を大型車以外も利用できるようにしていただきたい。

##### 2 史跡地利用の手引きの作成について。

（1）大宰府政庁跡、水城跡、客館跡などの史跡地の利用の手続、利用規則と利用料を明確にして公表し、利用しやすくしていただきたい。

##### 3 遊歩道、サイクリングコースの整備について。

(1) 道路のサイン表示など回遊路の整備を行い、来訪者の滞在時間の延長につなげていただきたい。

(2) 観光客や修学旅行生が史跡地を巡るコースを明確にし、誘致につなげていただきたい。  
また、市内外者が利用しやすい環境づくりを目指していただきたい。

#### 4 タブレットの貸出しによるVR体験について。

(1) 個人の端末へのアプリのダウンロードではなく、タブレットの貸出しによるVR体験をしていただくことで、来訪者に負担なく現地で歴史を感じていただき、大宰府展示館の機能向上につなげていただきたい。

#### 5 史跡地内農耕地の再活用について。

(1) 季節ごとの花の植栽や古代米、小麦などの収穫物の利活用を検討していただき、公益性を担保した上で収益化につなげ、史跡地の維持管理費用に充てていただきたい。

(2) 植栽、耕作の際には地域や地元自治会等との連携強化を図り、その際には委託料や有償ボランティアを検討していただきたい。

#### 6 癒やし、にぎわいの場の提供について。

(1) 環境施設整備に重点を置く観点から、大宰府政庁跡の活用にあつては土産物屋などを含む複合多機能施設の推進を図り、また、水城跡、客館跡などに飲食のできる休憩所を設置し、来訪者が史跡地を巡りやすくしていただきたい。

(2) 市民・団体等に史跡地でのイベント等の利活用を推進していただきたい。また、その際にはキッチンカー等の誘致を検討するなど、市民や利用者にとって憩いの場として推進していただきたい。

これらの要望事項については各所管部署にて一定精査後、9月16日までに議会へ検討結果の報告を求めます。

以上、報告いたします。

なお、要望書につきましては、ホームページに掲載しておりますことを申し添え、史跡地活用調査研究特別委員会の最終報告といたします。

○議長（門田直樹議員） 報告は終わりました。

ただいまの委員長報告に対し、質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門田直樹議員） これで質疑を終結し、報告を終わります。

自席へどうぞ。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第18と日程第19を一括上程

○議長（門田直樹議員） お諮りします。

日程第18、議案第42号「財産の取得（小中学校教育用端末）について」及び日程第19、議案第43号「令和7年度太宰府市一般会計補正予算（第2号）について」を一括議題にしたいと思

います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門田直樹議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 楠田大蔵 登壇〕

○市長（楠田大蔵） 令和7年太宰府市議会第2回定例会最終日を迎えまして、本日ご提案申し上げます案件は、財産取得1件、補正予算1件の議案のご審議をお願い申し上げるものであります。

それに先立ちまして、せっかくの機会でありますので、私から今後の市政運営に対する考え方を申し上げます。

まず、先ほどの採決によりまして、初日に提案いたしました全議案を可決いただき、誠にありがとうございます。特に、高齢者世帯へのエアコン購入費用助成の追加補正により、既に暑さが増してきた日本一の猛暑のまちである本市において、市民お一人お一人の生命、健康を守る備えがより整うことになりました。

また、特に昼間の時間帯減便される見込みの西鉄路線バス星ヶ丘線の代替運行費用を補助するための補正予算により、少なくとも本年度中の市民の移動手段の維持確保にめどをつけることができました。

さらには、太宰府市小規模・中小企業振興条例の制定によって、古きも新しきも共存する令和の都ださうらしい活力あるまちづくりがさらに進んでいくと確信しております。

さて、一般質問の中でも、最終日までにはとお答えしておりましたが、こうした成果ももちまして、私、楠田大蔵は、12月予定の次期市長選には出馬せず、2期8年の任期をもって区切りをつける決意を固めたところであります。6月議会初日にも申し上げましたが、2期目最終年度の集大成、総仕上げとしての好循環を次代につなぐ集大成予算を基にスタートした令和7年度も、おかげさまで順調にスタートすることができております。そして、施政方針でも、実はその意味を込めておりましたが、私がこれまで太宰府市長を務めてきた上での集大成、総仕上げとの思いがあり、私の持ち得る力は一定出し切ったとの思いもあると申し上げておりました。予算規模も100億、税収も合わせて20億ほど大きく拡大し、全国市町村の上位1%程度となる自立持続可能性自治体上位にも選定され、市民意識調査も就任前の混乱期と比べ劇的に回復し、直近も過去最高を記録しております。

また、新年度改編した組織構成や副市長部長会議などにおける職員の自主的・主体的な取組が機能してきていると実感しています。一般質問でも指摘されましたように、そろそろ彼らに任せる時期とも判断しました。さらには、待ったなしの未曾有の混乱からの脱却や経済税収効果向上のための構造改革、長らく懸案だった中学校の完全給食化などは、一定程度スピード感

を持ってトップダウン的な手法で断行する必要もありました。

一方、五条をはじめとする開発関連や公共交通、総合計画策定などの事案は、人心を一新し、新たなリーダーの下で議会や市民の合意も得ながら、時間をかけて丁寧に進めていくべき課題だという判断もありました。

この間、令和発祥のご縁、度重なる大雨特別警報、コロナ禍など様々あり、その世界的な社会不安の中で、最愛の兄を失ってから明日で1年8か月となります。辞表を胸に私なりにもがき苦しんだ7年半でもありました。至らない点多々あったと思いますが、委員各位、職員諸氏、市民の皆様のご理解、ご協力のおかげさまで、就任時、課せられた使命は一定果たせたとの考えもございます。この場をお借りしまして、心から感謝申し上げます。

それでは、改めまして、提案理由の説明を申し上げます。

議案第42号から議案第43号までを一括してご説明申し上げます。

最初に、議案第42号「財産の取得（小中学校教育用端末）について」についてご説明申し上げます。

○議長（門田直樹議員） ちょっとすみません。

傍聴者の方にお伝えをいたします。写真撮影はお控えください。

市長。

○市長（楠田大蔵） 内容としましては、国が勧めるGIGAスクール構想の実現に向けた義務教育段階の児童生徒1人1台端末の更新を行うもので、予備機を含め7,245台を購入するものがあります。

入札の状況につきましては、国が交付する財源を基に、都道府県単位での共同調達をされているため、福岡県では「福岡県GIGAスクール推進協議会」を共同調達会議として、公募型プロポーザル方式にて令和7年4月4日に公募を実施しており、2社の応募がありました。

選考の結果、物品購入契約においては、株式会社ウチダシステムズ九州支店が契約候補者に決定し、令和7年6月6日に、3億9,485万676円の物品購入の仮契約を締結したところであります。

次に、議案第43号「令和7年度太宰府市一般会計補正予算（第2号）について」ご説明申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出総額に歳入歳出それぞれ1億8,779万8,000円を追加し、予算総額を345億6,062万1,000円にお願いするものであります。

内容としましては、3月13日に発生した環境美化センターの火災で被害を受けた建屋及び設備等の復旧工事を行う費用とともに、設備の損傷により処理ができなくなった一部の廃棄物について、周辺環境の保全のため復旧までの間、筑紫野・小郡・基山清掃施設組合に処理を委託するための費用を計上しております。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（門田直樹議員） 説明は終わりました。

自席へどうぞ。

ここで暫時休憩します。

休憩 午前11時27分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午前11時57分

○議長（門田直樹議員） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

お諮りします。

議案第42号及び議案第43号については委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門田直樹議員） 異議なしと認め、委員会付託を省略します。

直ちに質疑、討論、採決を行います。

まず、議案第42号「財産の取得（小中学校教育用端末）について」、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門田直樹議員） これで質疑を終わります。

討論を行います。

議案第42号について、討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門田直樹議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第42号「財産の取得（小中学校教育用端末）について」を可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（門田直樹議員） 全員起立です。

よって、議案第42号は可決されました。

〈可決 賛成14名、反対0名 午前11時57分〉

○議長（門田直樹議員） 次に、議案第43号「令和7年度太宰府市一般会計補正予算（第2号）について」、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門田直樹議員） これで質疑を終わります。

討論を行います。

議案第43号について、討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門田直樹議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第43号「令和7年度太宰府市一般会計補正予算（第2号）について」を原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（門田直樹議員） 全員起立です。

よって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成14名、反対0名 午前11時58分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第20 閉会中の継続調査申し出について

○議長（門田直樹議員） 日程第20、「閉会中の継続調査申し出について」を議題とします。

お諮りします。

別紙のとおり、議会運営委員会、各常任委員会、各特別委員会から申し出がっております。

別紙のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門田直樹議員） 異議なしと認めます。

よって、本件は承認されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（門田直樹議員） 以上で本定例会に付議されました案件の審議は、全て終了しました。

お諮りします。

本定例会において議決されました案件について、各条項、字句その他整理を要するものにつきましては、会議規則第42条の規定により、その整理を議長に委任願いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門田直樹議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり決定しました。

これをもちまして、令和7年太宰府市議会第2回定例会を閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門田直樹議員） 異議なしと認めます。

よって、令和7年太宰府市議会第2回定例会を閉会します。

閉会 午前11時59分

~~~~~ ○ ~~~~~

上記会議次第は事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するためここに署名します。

令和7年8月14日

太宰府市議会議長 門 田 直 樹

会議録署名議員 今 泉 義 文

会議録署名議員 森 田 正 嗣